

一人ひとりが輝くまち ②1

2003~2012
国連識字の10年

みよへの人々に教育を

性同一性障害者の人権

「男性「お母さん」女性へ」
改正・性同一性障害特例法が成立

性同一性障害とは身体と心の性が一致しないことで、こうした違いに多くの人は心の奥深くに悩みや孤独感を抱えこんでいます。また、職場や地域で好奇の目にとられ、家族にさえ受け入れられないことがあり、周囲の偏見に苦しんできました。

誰もがいる場合は戸籍の性別を変えられなかったものが、子どもが成人すれば性別を変更できるようにになりました。

サブタイトルの「男性「お母さん」女性へ」とは、今年の6月11日付けの新聞記事の見出しです。記事の内容は、戸籍上では男性ですが、現在二人の子どもの「お母さん」（性同一性障害者）が、男性から女性への戸籍の性別変更が法律で可能になったことを伝えるものです。「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律」が平成16年（2004年）に施行、本年6月に一部改正され、今まで子

性のあり方を固定的に判断することは、性同一性障害の人を異視し、人間性を否定することになりかねません。今回の法改正は、人権意識の高まりを受けて、性に対する多様なあり方が認められた一例と言えます。

誰もが自分らしく生きていくためには、法律などの制度面での改革だけでなく、私たち一人ひとりが性のあり方について柔軟な考え方をもち、より理解を深めていくことが大切です。このようなことが、一人の人間として心豊かに暮らせる社会の実現につながっていくのです。

（人権啓発広報編集委員会）

人権標語

（中学2年生の作品）

育てよう 人を思える その心



借金でどうにも
ならない(その2)

相談内容

《アドバイス》
病気になるって会社を辞めた。以前からあった借金は増える一方で、最近返済が滞っている。毎日のように借金の督促が来て、夜も眠れない。

相談者は、突然の病気によって返済計画が狂い、借金を重ねて、現在では無収入にもかかわらず、600万円の借金を抱えています。相談者の経済状態では、返済は望めそうにないため、「自己破産」をすることになりました。

自己破産とは、住宅などの財産を処分することにより、残った債務のすべての免除を受ける制度です。「破産」という言葉に、マイナスのイメージを持つ人もいますが、実生活に影響することはほとんどありません。職場や親族、近所の人に知られることは、まずありません。権利のはく奪もありません。ただ、信用情報

機関に事故情報として登録されるため、6、7年はローンが組めません。
裁判所に自己破産の申し立てをする借金の督促がまず停止します。手続きは、弁護士・司法書士・本人のいずれでも可能です。破産宣告が決定し、免責を受けることにより、債務がなくなります。

このほか、住宅は残して、債務の整理をする「個人版民事再生」という方法もあります。裁判所で決定した返済計画をきちんと実行すれば、債務の額が大幅に減額されるというものです。ただし、この手続きには、複雑な書類作成が必要のため、弁護士に依頼した方がよいでしょう。
債務は必ず解決できます。早めに相談しましょう。

消費生活相談室(市役所本庁5階)
☎0848676410

とき 23日・29日・31日を除く
月・金曜日 10時〜12時、13時〜16時

12月の消費生活巡回相談
12日(金) 14時〜16時
本郷支所
19日(金) 14時〜16時
久井保健福祉センター
26日(金) 10時〜12時
大和保健福祉センター

問い合わせ先 商工振興課
☎0848676072 FAX 084864103



女性の人権ホットライン
子どもの人権110番

☎0570・070・810
☎0120・007・110

いずれも23日(火)、29日(月)〜31日(水)を除く月〜金曜日
8時30分〜17時15分